

令和3年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総括質疑〕 開催状況
 (経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和3年3月23日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 原発・エネルギー政策について (四) NUMOのやらせについて (真下委員) それから、核のごみ最終処分場の問題で、NUMOの方もやらせをやっているんですね。2011年にやらせが発覚しているのにもかかわらず、NUMOは2017年にやらせを行いました。全く反省がなく許し難いものです。「反対派を排斥する動員は不適切」という行動基準は、守られるべきではないでしょうか、いかがですか。</p> <p>(五) 寿都町の地質調査について 欠</p> <p>(六) 周辺住民からの声について (真下委員) やらせをやるようなNUMOが寿都町、神恵内村に文献調査を進めて、始まったわけですが、周辺自治体等から、核のごみを持ち込まない、認めない条例制定や意見書決議の採択が相次いでいます。知事は、こうした住民の声をどう受け止め、どのような手法で行政に反映しようとしているのか伺います。</p> <p>(六) 一再 周辺住民からの声について (真下委員) 知事は報告書を読んでいないから分からないと思うんですが、行政基本条例では政策形成過程において、道民意向を的確に把握し、政策反映に努めなければならないとなっています。ですから周辺自治体の声も反映しなきゃいけないんですよ、知事は。そういう仕事をするという自覚ありますか。</p>	<p>(知事) NUMOの不適切な業務についてでございますけれども、NUMOが、平成29年、資源エネルギー庁との共催によりまして、全国で「科学的特性マップに関する意見交換会」を開催した際、広報業務を再委託されていた事業者が、参加者の一部へ謝金やサービスの提供を約束して参加の呼びかけを行ったというふうに承知をしております。 この事案を受けて、NUMOは、外部有識者で構成をされる評議員会による調査を行いまして、その提言を受け、説明会等に電力関係者が参加をする場合は、関係者席での傍聴とすることや、謝金提供や便宜供与等による参加者募集を行わないことなどの再発防止策を策定をしているというふうに承知をしております。 道としては、法で定められている最終処分事業の実施主体でありますNUMOにおいては、業務遂行の各過程で、常に公正性と信頼性を確保し、適切な業務運営に努めていただく必要があると考えております。</p> <p>(知事) 隣接自治体の条例についてでございますが、道としては、各町村の条例制定については、それぞれのお考えのもと、住民の皆様の代表である議会での議論を経た結果であるというふうに受け止めています。 今後、文献調査の結果を踏まえて、仮に概要調査に移行をしようとする場合には、知事は経済産業大臣から意見を聴かれることとなるわけですが、私としては、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点では反対の意見を述べる考えでありまして、表明にあたっては、道議会のご議論を踏まえるなどして、適切に対応してまいります。</p> <p>(知事) 市町村との連携でございますけれども、あらゆる政策推進にあたって今後ともしっかりと連携をしていきたいと思っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 最終処分場の選定過程からの離脱の根拠について (八) 最終処分場の選定過程からの離脱に関する国の見解について (真下委員)</p> <p>それでは最後に質問しておきたいと思うんですけど、分科会で経済部が答えていたんですけど、大臣からの、持ち込みからの離脱ですね、最終処分場の選定過程からの離脱の根拠として、大臣文書が離脱の根拠だと言っていますが、いまでもそれを信じているのか。</p> <p>さらに、今年2月5日に、最終処分場の選定過程からの離脱について、国は逢坂誠二議員の質問主意書に答えていますが、どのような内容なのか。法的根拠と、回答書の位置づけについて、どのように決定されたのかお聞きしたいと思います。この質問主意書は閣議決定されているわけですが、この中では自治体の意に反して、反対意思の伝達手続きに法的根拠は与えないということと、大臣文書は事務文書に過ぎないということを示していると思うんですけども、知事の見解を伺って、私の質問を終わります。</p> <p>(真下委員) 根拠になり得ないと申し上げて質問を終わります。</p>	<p>(知事)</p> <p>概要調査地区等の選定における知事意見についてでございますが、道では、国に対し、昨年11月、処分地選定のプロセスなどに関し、文書で申入れを行いました。国から文書で、「知事又は市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなる」と回答を得たところでございます。</p> <p>また、経済産業大臣は、記者会見において、国は、その時々知事の判断を「最大限尊重する」としていることから、道としては、知事が反対をすれば、概要調査には進まないものと受け止めております。</p> <p>また、文献調査に係る質問主意書についてでございますが、当該質問主意書に対する答弁書では、「プロセスから外れる」とは、知事又は市町村長から概要調査地区の選定に反対の意見が示された状況においては、その意見に反して、当該文献調査地区から概要調査地区の選定を行わないことや、知事又は市町村長から、国に対する反対意思の伝達手続きについて、最終処分法の施行規則を整備する考えはないことなどが示されております。</p> <p>また、昨年11月の経産大臣から知事への回答書については、経済産業省設置法第4条第1項第54号に掲げる所掌事務の遂行の一環として、道からの照会に対して経産省の考え方を回答したものとされております。なお、当該質問に対する答弁書については、2月5日の閣議において決定されたものであると承知をしております。</p>